

市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付に関する設置及び運用規程

(目的)

第1条 この規程は、市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び市川市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例（平成17年3月30日条例第7号。以下「条例」という。）に基づき、補助金の交付を受けて防犯カメラを設置する地域団体（以下「設置団体」という。）が防犯カメラ設置及び運用するために遵守すべき事項等を定め、補助金の交付を受けた防犯カメラの設置及び運用の適正化を図ることを目的とする。

(設置条件)

第2条 設置団体は、防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 撮影された映像のうち、公道等（不特定多数の人が通行する私道等を含む）の画像面積が2分の1以上であって、特定の個人及び建物等を監視しないこと。
- (2) 設置場所を管轄する警察署との協議を経て、防犯カメラの設置場所を選定していること。
- (3) 設置団体内で防犯カメラの設置について、合意を得ること。
- (4) 防犯カメラの設置について、設置箇所周辺の住民の理解が得られていること。
- (5) 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を得ること。

(運用)

第3条 設置団体は、防犯カメラの運用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 防犯カメラ機器の適正な維持管理を行うこと。
- (2) 設置団体は、条例第4条第1項に基づく防犯カメラ管理者のうち防犯カメラ機器の維持管理を行う防犯カメラ機器維持管理者を当該設置団体とし、防犯カメラ画像の管理、第三者への提供を行う防犯カメラ画像管理者を市とする。
- (3) 防犯カメラの運用時間は、24時間とする。

(画像データの取扱い)

第4条 設置団体は、画像の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラ画像管理責任者以外の者は、防犯カメラ画像の閲覧、抽出等を行ってはならない。
- (2) 画像を記録している媒体及び機器は、施錠により防護された場所に設置すること。
- (3) 画像の保存期間は、7日間とする。
- (4) 画像を記録している媒体及び機器の廃棄は、粉碎処分等により画像を識別することができない方法により行う。

(報告)

第5条 設置団体は、市長から防犯カメラの設置及び運用に関わる報告を求められたときには、これに応じるよう努めなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。